平成２２年（フ）第９５号
川崎市川崎区田町１丁目７番５号　荒金センチュリーハイツ202、前住所川崎市幸区河原町１番地　河原町高層アパート４―203
債務者　坂田　篤子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
北海道帯広市稲田町基線18番地20
債務者　斉藤　美雪（旧姓竹政）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
北海道帯広市東１条南４丁目20番地　丸大荘10号室、住民票上の住所北海道河東郡音更町中鈴蘭南５丁目５番地８　コーポエース
債務者　岩瀬　勝行
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
北海道帯広市東９条南５丁目１　コーポキラク、住民票上の住所北海道帯広市東九条南５丁目１番地　コーポキラク西川ユキ方
債務者　西川　藤子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
北海道中川郡幕別町字相川707番地の２
債務者　松田　有希（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
北海道帯広市西18条南１丁目14番地56　斉藤マンション101号室、住民票上の住所北海道厚岸郡厚岸町港町４丁目177番地
債務者　満月真奈美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
広島県福山市東陽台１丁目７番７号　ＦＫ711
債務者　岸本　誠士
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第６５５２号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５丁目51―22　レオパレス東大宮第12―102
破産者　楢原　和人
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４８７号
東京都世田谷区池尻２丁目31番20号清水ビル５Ｆ
破産者　有限会社エイチ企画
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６２１号
東京都墨田区横川１丁目15―１―212
破産者　酒井　妙子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１６０号
東京都江戸川区鹿骨４丁目24―11　第７南場荘102、住民票上の住所東京都江戸川区西篠崎１丁目６－３
破産者　斉藤　裕義
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６８７号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目３―25
破産者　佐久間久雄
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２１８号
東京都荒川区東尾久２丁目17―２
破産者　櫻井　秀夫
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５０９号
東京都葛飾区新小岩４丁目10―６　印波方、開始決定時の住所東京都葛飾区新小岩４―10―６―201
破産者　黒羽　隆夫
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８１９号
埼玉県戸田市笹目７―10―26、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市西郷通１丁目12番10号
破産者　株式会社キャッツシステム
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３２号
大阪府守口市西郷通１丁目12―10
破産者　難波喜乃美
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２６１号
東京都八王子市戸吹町92番地
破産者　有限会社八王子道路
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部